

平成30年 第4回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第132号

平成30年第4回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年11月26日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 平成30年12月4日

2. 場 所 まんのう町役場議場

平成30年第4回まんのう町議会定例会会議録（第4号）

平成30年12月14日（金曜日）午前 9時30分 開会

出席議員 16名

1番 鈴木 崇 容	2番 常 包 恵
3番 小 山 直 樹	4番 京 兼 愛 子
5番 竹 林 昌 秀	6番 川 西 米希子
7番 合 田 正 夫	8番 三 好 郁 雄
9番 白 川 正 樹	10番 白 川 皆 男
11番 大 西 樹	12番 松 下 一 美
13番 三 好 勝 利	14番 大 西 豊
15番 川 原 茂 行	16番 田 岡 秀 俊

欠席議員 な し

会議録署名議員の指名議員

14番 大 西 豊	15番 川 原 茂 行
-----------	-------------

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 多 田 浩 章 議会事務局課長補佐 平 田 友 彦

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 栗 田 昭 彦
教 育 長 三 原 一 夫 総 務 課 長 長 森 正 志

企画観光課長	常 包 英 希	税 務 課 長	池 下 尚 治
住民生活課長	細 原 敬 弘	福祉保険課長	佐 喜 正 司
会計管理者	東 原 浩 史	健康増進課長	久保田 純 子
建設土地改良課長	池 田 勝 正	農 林 課 長	森 末 史 博
琴南支所長	萩 岡 一 志	仲南支所長	見 間 照 史
教育次長	脇 隆 博	学校教育課長	香 川 雅 孝
生涯学習課長	松 下 信 重	地籍調査課長	岸 本 広 宣

○田岡秀俊議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、多田浩章君。

○多田議会事務局長 御報告申し上げます。

初めに、教育民生常任委員長、総務常任委員長から、会議規則第77条も規定に基づく付託審査結果報告書を受理いたしました。

次に、会議規則第14条3項の規定に基づく委員会提出議案1件を受理いたしました。

次に、議会運営委員長及び各常任委員長から、会議規則第75条の規定に基づく閉会中の継続調査申出書を受理いたしました。

以上で、議会報告を終わります。

○田岡秀俊議長 議会報告を終わります。

日程第1 議会運営委員会報告

○田岡秀俊議長 日程第1、本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告を願います。

議会運営委員長、白川皆男君。

○白川皆男議会運営委員長 議会運営委員会の御報告を申し上げます。

12月13日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして、町長、副町長、総務課長、議長同席のもとに、議会運営委員会の委員6名出席し、慎重に審議しました。その結果を御報告いたします。

それでは、お手元に配付されております議事日程第4号について説明を申し上げます。

日程第1 議会運営委員会報告 議会運営委員長

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 付託案件の委員長報告 教育民生常任委員長

日程第4 付託案件の委員長報告 建設経済常任委員長
日程第5 付託案件の委員長報告 総務常任委員長
日程第6 議案第5号 まんのう町印鑑条例の一部改正について
日程第7 議案第6号 塩入辺地に係る総合整備計画の策定について
日程第8 議案第7号 勝川辺地に係る総合整備計画の策定について
日程第9 議案第8号 まんのう町特別養護老人ホームの指定管理者の指定について
日程第10 議案第9号 まんのう町琴南高齢者ふれあいランドの指定管理者の指定について

日程第11 議案第10号 まんのう町琴南高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について

議案第8号から議案第10号までの3案件は、一括採決とさせていただきます。

日程第12 議案第11号 平成30年度まんのう町一般会計補正予算（案）第4号

日程第13 議案第12号 平成30年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第1号

日程第14 選挙第1号 まんのう町外三ヶ市町山林組合議会議員の選挙について

日程第15 選挙第2号 まんのう町外三ヶ市町（七箇地区）山林組合議会議員の選挙について

日程第16 発委第1号 まんのう町議会傍聴規則の一部改正について 即決をお願いします。

日程第17 閉会中の継続調査について

以上の日程で意見の一致を見、午前9時52分、委員会を閉会いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○田岡秀俊議長 議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○田岡秀俊議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、14番、大西豊君、15番、川原茂行君を指名いたします。

日程第3 付託案件の委員長報告（教育民生常任委員長）

○田岡秀俊議長 日程第3、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

教育民生常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長、大西豊君。

○大西豊教育民生常任委員長 教育民生常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る１２月１０日、第１委員会室におきまして、委員全員出席し、執行部より、町長、副町長、教育長、総務課長、所管課長出席のもと、教育民生常任委員会を公開にて開催しました。

１２月定例会本会議におきまして当委員会に付託されました案件は、議案第５号、議案第１２号の２議案で、本会議に引き続き、執行部より説明があり、審査をしました。

まず、議案第５号 まんのう町印鑑条例の一部改正については、執行部の説明では、来年度、平成３１年４月開始予定の証明書コンビニ交付サービスにおいて、印鑑証明書の発行を行うため、条例の一部を改正するものである。これは、個人番号カードの交付を受けた印鑑登録者が、個人番号カードと暗証番号により、民間事業者が設置するコンビニ等の多機能端末機から印鑑証明書の交付を受けるための手続について条文を加えるものである。

現在、印鑑登録証明書の交付を受けるためには、所定の申請書に印鑑登録証を添えて住民生活課や支所等の窓口に提出しなければならないが、マイナンバーカードに記録された電子証明書を利用することにより、コンビニ等で印鑑登録証明書の交付が受けられるよう条例を改正するものであるとの説明がありました。

委員より、マイナンバーカードの普及率は幾らかとの質疑があり、執行部より、町内の普及率については１０月末現在で１，４３９枚、人口比で７．７％であるとの説明がありました。

次に、議案第１２号 平成３０年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第１号について、歳入歳出予算額の総額に歳入歳出それぞれ３２０万を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ２億７，３８０万円とするとの説明がありました。

増額の理由としては、後期高齢者医療保険料の大半は年金から特別徴収しており、保険料が確定する７月までは２カ月分の額を６月まで仮徴収する。そして、保険料が確定する７月に精算し、仮徴収が多かった人は還付、少ない人は差額分の納付書を発送し、納付いただくという制度となっている。

また、対象が高齢者のため、ひとり暮らしの方が亡くなられた場合、遺族の方から請求が出てこないケースも多く、再通知をしている。年度内に亡くなられた場合、年度末までに返せるものは当該年度の歳入予算から還付するが、年度を過ぎたものは次年度の歳出予算から還付することになるため、還付金を計上するものであるとの説明がありました。

以上、付託された案件につきまして、次のとおり決定しましたので、会議規則第７７条の規定によりその結果を報告します。

議案第５号 まんのう町印鑑条例の一部改正について、全会一致で可。議案第１２号 平成３０年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第１号、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上で、付託案件審査の報告とさせていただきます。

次に、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。

○田岡秀俊議長 これをもって、教育民生常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第４ 付託案件の委員長報告（建設経済常任委員長）

○田岡秀俊議長 日程第４、建設経済常任委員会の委員長報告の件を議題といたします。

今回の建設経済常任委員会につきましては、付託案件がありませんので、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、委員長報告は省略することに決定しました。

日程第５ 付託案件の委員長報告（総務常任委員長）

○田岡秀俊議長 日程第５、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

総務常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、大西樹君。

○大西樹総務常任委員長 総務常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る１２月１１日、全員協議会室におきまして、委員全員出席、教育民生常任委員会、建設経済常任委員長同席のもと、執行部より、町長、副町長、所管課長が出席し、総務常任委員会を公開にて開催いたしました。

１２月定例会本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第６号から議案第１１号の６議案であります。

初めに、教育民生常任委員長、建設経済常任委員長より、議案第１１号 平成３０年度まんのう町一般会計補正予算（案）第４号の所管部分の質疑結果等について報告を受けました。

その後、付託案件について執行部より詳細な説明があり、各委員より質疑、意見がありましたので御報告いたします。

まず、一括して上程されました、議案第８号 まんのう町特別養護老人ホームの指定管理者の指定について、議案第９号 まんのう町琴南高齢者ふれあいランドの指定管理者の指定について、議案第１０号 まんのう町琴南高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定についての３議案を、教育民生常任委員会と合同審査を行いました。

執行部より、指定管理の協定書における経費の負担区分で備品購入、修繕工事の金額の

変更について説明があり、委員より、3施設に指定管理料はあるのか、また、協定書の経費の負担区分で指定管理者の負担部分を上げる理由は何かとの質疑があり、執行部より、琴南高齢者生活福祉センターのみ委託料を毎年計上しており、今後も同様の措置をとる。また、負担部分の引き上げについては、昨今の状況を鑑みての措置であるとの答弁がありました。

次に、指定管理者評価票の説明では、施設の管理運営、利用者へのサービス向上、利用促進、経費の効率化、業務の改善の評価項目をもとに採点をしている。また、入所者の家族へアンケート調査を実施し、入所者の声を評価に反映している。また、その他としては、福祉施設以外の施設で町と指定管理者との基本協定にある責任分担表について説明がありました。

委員より、福祉施設の評価基準は他の施設と内容を別にした方がよいと思う。5年間、毎年点検項目を変えて運営を確認していき、トータルで評価できればいいなどの意見があり、今後、指定管理制度をよりよいものにしていくため意見が交わされました。

次に、議案第6号 塩入辺地に係る総合整備計画の策定について、議案第7号 勝川辺地に係る総合整備計画の策定については、執行部より、辺地とその他の地域との生活文化水準の格差是正を図るため、公的施設整備と利便性向上を目的に道路整備や施設整備のハード事業である。今回、塩入辺地については、継続事業として林道塩入三野線舗装事業を、勝川辺地については、継続して林道家六線改良事業と林道大川真鈴舗装事業、新規に除雪機整備事業を公共的施設の整備計画として乗せることとしているとの説明がありました。

次に、議案第11号 平成30年度まんのう町一般会計補正予算（案）第4号についての審議で、主なものとして、財産管理費では、庁舎散水用ポンプの故障による修繕料の増額、ネットワーク関連業務委託料では、仲南支所への教育委員会移転に伴うネットワーク関係構築による増額、工事請負費では、仲南支所改修工事費の増額との説明がありました。

委員より、教育委員会移転に伴う改修工事で工事箇所について質疑があり、執行部より、工事箇所については仲南支所の1階部分で、主な内容として照明のLED化、空調及びトイレの改修、また、LAN配線に伴うフロア面の改修、一部部屋のパーテーション設置等であり、経費としては必要最低限であるとの答弁がありました。

委員より、工事費等なるべく誤差がないように十分検討するよう意見がありました。

最後に、委員会冒頭でありました教育民生関係の報告で、主なものとして、こども園や学校施設における管理運営に係る予算の増額、また、神野公民館整備工事における増額補正がありました。建設経済関係では、災害復旧工事における増額が主なものでありました。

以上、委員より質疑がありましたが、執行部より答弁があり、各委員理解し、承諾されたものと思います。

付託されました案件につきまして、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により、その結果を報告します。

議案第6号 塩入辺地に係る総合整備計画の策定について、全会一致で可。議案第7号

勝川辺地に係る総合整備計画の策定について、全会一致で可。議案第8号 まんのう町特別養護老人ホームの指定管理者の指定について、全会一致で可。議案第9号 まんのう町琴南高齢者ふれあいランドの指定管理者の指定について、全会一致で可。議案第10号 まんのう町琴南高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について、全会一致で可。議案第11号 平成30年度まんのう町一般会計補正予算（案）第4号について、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告でございます。

また、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会しました。

以上で、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

○田岡秀俊議長 これをもって、総務常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第6 議案第5号 まんのう町印鑑条例の一部改正について

○田岡秀俊議長 日程第6、議案第5号 まんのう町印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第5号 まんのう町印鑑条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第6号 塩入辺地に係る総合整備計画の策定について

○田岡秀俊議長 日程第7、議案第6号 塩入辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第6号 塩入辺地に係る総合整備計画の策定についてを採決いたします。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決すること
に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第7号 勝川辺地に係る総合整備計画の策定について

○田岡秀俊議長 日程第8、議案第7号 勝川辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第7号 勝川辺地に係る総合整備計画の策定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決すること
に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第8号 まんのう町特別養護老人ホームの指定管理者の指定について

日程第10 議案第9号 まんのう町琴南高齢者ふれあいランドの指定管理者の指定について

日程第11 議案第10号 まんのう町琴南高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について

○田岡秀俊議長 日程第9、議案第8号から、日程第11、議案第10号までの3案件について、お諮りいたします。

日程第9、議案第8号から、日程第11、議案第10号までの3案件を一括採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、議案第8号から議案第10号までの3案件を一括採決いたします。

日程第9、議案第8号 まんのう町特別養護老人ホームの指定管理者の指定について、
日程第10、議案第9号 まんのう町琴南高齢者ふれあいランドの指定管理者の指定について、
日程第11、議案第10号 まんのう町琴南高齢者生活福祉センターの指定管理者

の指定について、議案第 8 号から議案第 10 号までの 3 案件に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。議案第 8 号から議案第 10 号までの 3 案件に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

それでは、議案第 8 号から議案第 10 号までの 3 案件に対する一括採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、議案第 8 号から議案第 10 号までの 3 案件は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 11 号 平成 30 年度まんのう町一般会計補正予算（案）第 4 号

○田岡秀俊議長 日程第 12、議案第 11 号 平成 30 年度まんのう町一般会計補正予算（案）第 4 号を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 11 号 平成 30 年度まんのう町一般会計補正予算（案）第 4 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 13 議案第 12 号 平成 30 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第 1 号

○田岡秀俊議長 日程第 13、議案第 12 号 平成 30 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第 1 号を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第１２号 平成３０年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第１号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１４ 選挙第１号 まんのう町外三ヶ市町山林組合議会議員の選挙について

○田岡秀俊議長 日程第１４、選挙第１号 まんのう町外三ヶ市町山林組合議会議員の選挙についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、まんのう町外三ヶ市町山林組規約第５条第２項及び地方自治法第１１８条第２項の規定により指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

まんのう町外三ヶ市町山林組合議会議員に、まんのう町七箇２７６２番地２、三好勝利君、まんのう町塩入５４８番地４、和泉光則君、まんのう町神野２６番地８、石崎頼久君、まんのう町真野１３９０番地１、岩井始君、まんのう町岸上１０２４番地、神余修平君、まんのう町吉野１６９番地、長野陽君、まんのう町吉野２５５２番地、近藤裕明君、まんのう町四条９８５番地２、栗田八郎君、まんのう町吉野下２９１番地１、秀石謙三君、まんのう町東高篠１４８５番地、高木泰造君、まんのう町西高篠３０８番地４、白川昭一君、まんのう町公文１５９番地、田邊幸彦君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました１２名の諸君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました１２名の諸君がまんのう町外三ヶ市町山林組合議会議員に当選されました。

議場におられる当選された諸君に、会議規則第３３条第２項の規定によって当選の告知をします。

議場におられない諸君には、同規定による当選の告知は、後刻、本人宛てに行うことにいたします。

以上で、まんのう町外三ヶ市町山林組合議会議員の選挙を終わります。

日程第１５ 選挙第２号 まんのう町外三ヶ市町（七箇地区）山林組合議会議員の選挙について

○田岡秀俊議長 日程第１５、選挙第２号 まんのう町外三ヶ市町（七箇地区）山林組合議会議員の選挙についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、まんのう町外三ヶ市町（七箇地区）山林組規約第５条第２項及び地方自治法第１１８条第２項の規定によって指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

まんのう町外三ヶ市町（七箇地区）山林組合議会議員に、まんのう町七箇２７６２番地２、三好勝利君、まんのう町塩入５４８番地４、和泉光則君、まんのう町帆山イ２６７番地、大西周一君、まんのう町神野２６番地８、石崎頼久君、まんのう町真野１３９０番地１、岩井始君、まんのう町岸上１０２４番地、神余修平君、まんのう町吉野１６９番地、長野陽君、まんのう町吉野２５５２番地、近藤裕明君、まんのう町四条９８５番地２、栗田八郎君、まんのう町吉野下２９１番地１、秀石謙三君、まんのう町東高篠１４８５番地、高木泰造君、まんのう町西高篠３０８番地４、白川昭一君、まんのう町公文１５９番地、田邊幸彦君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました１３名の諸君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました１３名の諸君がまんのう町外三ヶ市町（七箇地区）山林組合議会議員に当選されました。

議場におられる当選された諸君に、会議規則第３３条第２項の規定によって当選の告知をします。

議場におられない諸君には、同規定による当選の告知は、後刻、本人宛てに行うことにいたします。

以上で、まんのう町外三ヶ市町（七箇地区）山林組合議会議員の選挙を終わります。

日程第１６ 発委第１号 まんのう町議会傍聴規則の一部改正について

○田岡秀俊議長 日程第１６、発委第１号 まんのう町議会傍聴規則の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、白川皆男君。

○白川皆男議会運営委員長 発委第１号 まんのう町議会傍聴規則の一部改正についての提案について御説明申し上げます。

各町村議会の参考として示されている標準町村議会傍聴規則が一部改正されました。

お手元の新旧対照表第４条において、個人情報保護の観点から、現行の傍聴受付簿でなく、傍聴受付票に改めました。御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発委第１号は、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、発委第１号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、発委第１号 まんのう町議会傍聴規則の一部改正についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 17 閉会中の継続調査について

○田岡秀俊議長 日程第 17、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

本件は、総務常任委員会、教育民生常任委員会及び建設経済常任委員会において、当該所管事務の調査のための閉会中の継続調査並びに議会運営委員会において議会運営を効率的かつ円滑に行うための閉会中の継続調査について、それぞれ委員長より申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて、平成 30 年第 4 回まんのう町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前 10 時 10 分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 3 0 年 1 2 月 1 4 日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員